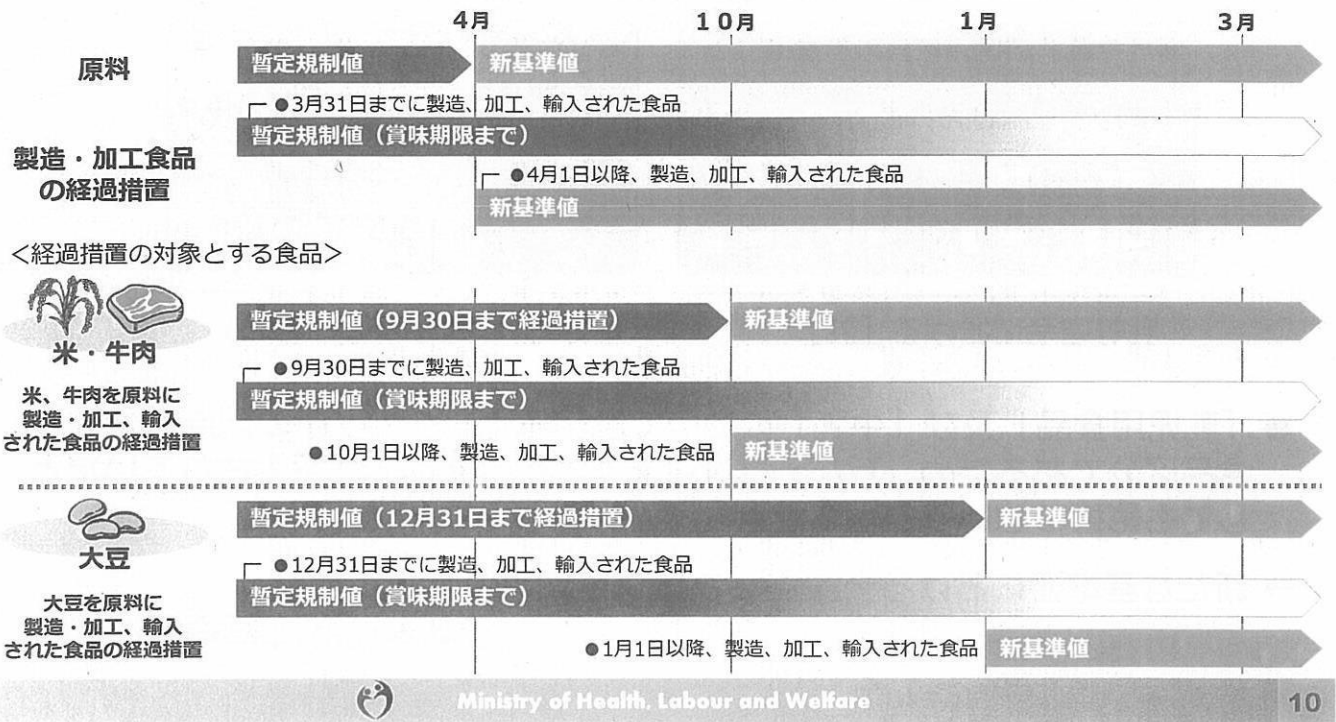


■ 経過措置の設定について

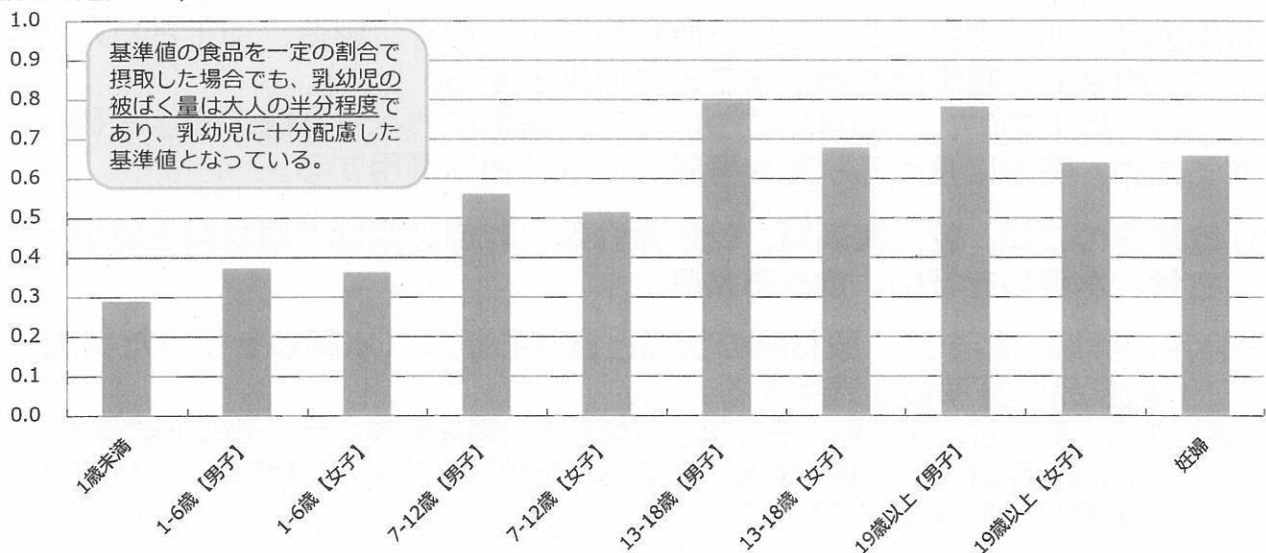
- 新たな基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品（米、牛肉、大豆）については一定の範囲で経過措置期間を設定する。



10

■ 基準値の食品を一定の割合で摂取した場合の被ばく線量

被ばく線量 (mSv/年)



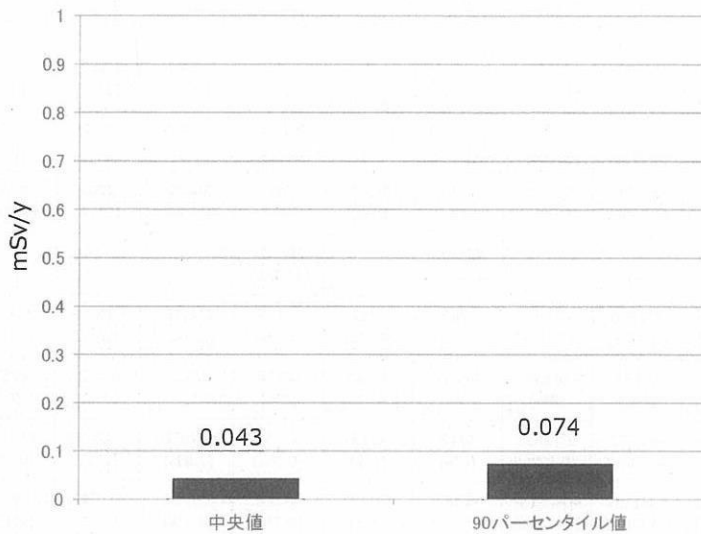
- 基準値上限の食品を摂取し続けることは想定し得ず、実際の被ばく線量はこれより相当程度小さい値になることが想定される。

※ 「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」は汚染割合100%として、「一般食品」は汚染割合50%として算出



■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

○ 新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計



○平成23年8月1日から平成23年11月16日に厚生労働省から公表された食品中の放射性物質のモニタリングデータを用いた推計

○新しい基準値の下での実際の被ばく線量は、中央値濃度もしくは、90パーセンタイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で1年間摂取し続けたと仮定した場合、介入線量レベルの年間1ミリシーベルトに対し、小さな値になると推計される。

※推計では、不検出 (ND) のデータはCs-134, Cs-137とも検出限界として示されている値を集計に使用。示されていない場合は、放射性セシウムとして20 Bq/kgを超えた検出限界となっているものは20 Bq/kgを使用。また、WHOのGEMS/foodの考え方を参考に、食品群のうち、NDが60%以上80%未満であった食品群ではNDの半分の値、NDが80%以上であった食品群ではNDの4分の1の値を集計に使用。
※推計値は放射性セシウムからの被ばく線量のみであり、実際の被ばく線量としては、この他に、放射性セシウム以外の核種からの被ばく線量加わる。

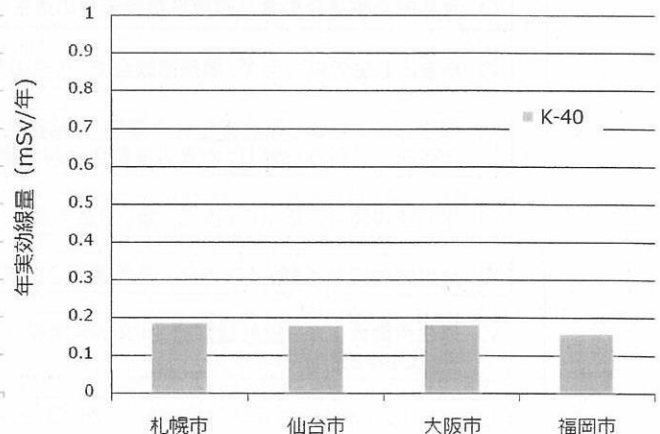
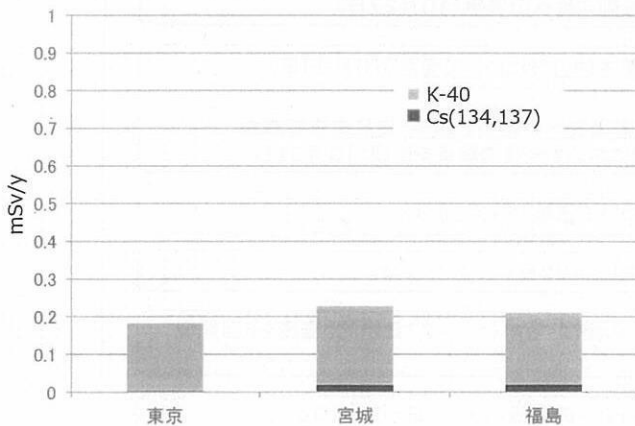


■ 食品からの放射性物質の摂取量推計

○平成23年9月及び11月に、東京都、宮城県、福島県で実際に流出している食品を購入して調査した結果では、食品からの放射性セシウムの摂取量は、年間0.002～0.02ミリシーベルト程度であり、自然界に存在する放射性カリウムの摂取量 (0.2ミリシーベルト程度) と比べて、非常に小さい値。

○食品からの放射性物質の年間摂取量の推定について

○食品からの天然放射性核種による年実効線量 (平成20年度)



○平成23年9月及び11月に東京都、宮城県及び福島県で食品を購入。なお、宮城県及び福島県のうち生鮮食品は可能な限り地元県産、あるいは近隣県産品を購入。

○購入した食品を平成19年度国民健康・栄養調査の食品別摂取量平均を踏まえて調製を行い、混合し均一化したもの及び飲料水を試料として、Ge半導体検出器を用いて放射性物質 (I-131, Cs-134, Cs-137及びK-40) を分析し、平均的な食生活における放射性物質の一年あたりの摂取量 (mSv/man/year) を計算。



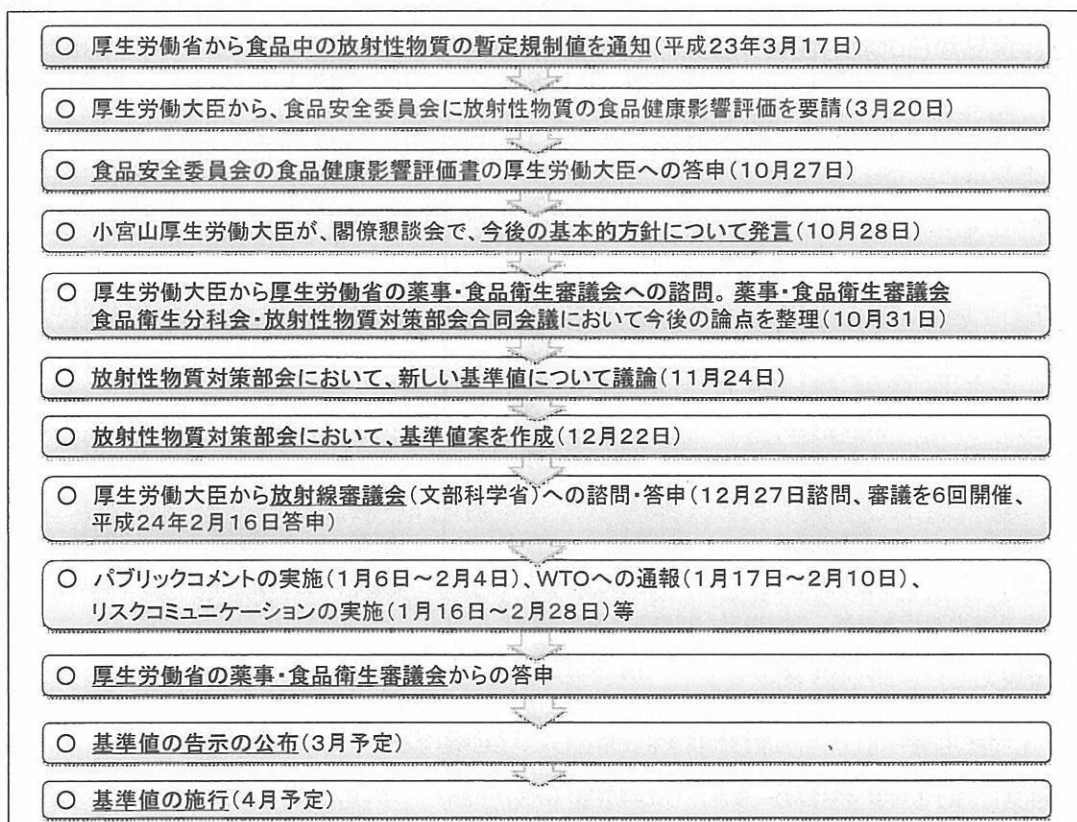
■ モニタリング検査における放射性セシウムの基準値超過割合

品目	超過割合	福島県						その他					
		3月～6月		7～9月		10～12月		3月～6月		7～9月		10～12月	
		暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)	暫定規制値 超過 (500 Bq/kg)	新基準値 超過 (100 Bq/kg)
米	超過数/検査件数 (超過率)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/669 (0%)	1/669 (0.1%)	1/626 (0.16%)	8/626 (1.28%)	-/- (-) ※1	-/- (-) ※1	0/2061 (0%)	1/2061 (0%)	0/518 (0%)	0/518 (0%)
野菜類	超過数/検査件数 (超過率)	159/1517 (10.5%)	310/1517 (20.4%)	0/1366 (0%)	5/1366 (0.4%)	3/1361 (0.22%)	13/1361 (0.96%)	29/2190 (1.3%)	168/2190 (7.7%)	0/1264 (0%)	0/1264 (0%)	0/2048 (0%)	0/2048 (0%)
果実類	超過数/検査件数 (超過率)	11/188 (5.9%)	71/188 (37.8%)	6/779 (0.8%)	48/779 (6.2%)	8/561 (1.43%)	56/561 (9.98%)	0/152 (0%)	0/152 (0%)	0/478 (0%)	3/478 (0.6%)	0/702 (0%)	3/702 (0.43%)
茶	超過数/検査件数 (超過率)	1/1 (100%)	※2	0/2 (0%)	※2	-/- (-) ※1	※2	42/301 (14%)	※2	29/187 (15.5%)	※2	121/1816 (6.66%)	※2
キノコ類	超過数/検査件数 (超過率)	38/212 (17.9%)	88/212 (41.5%)	15/342 (4.4%)	47/342 (13.7%)	25/390 (6.41%)	70/390 (17.95%)	0/87 (0%)	4/87 (4.6%)	2/175 (1.1%)	12/175 (6.9%)	59/903 (6.53%)	254/903 (28.13%)
牛乳	超過数/検査件数 (超過率)	1/285 (0.35%) ※3	4/285 (1.40%) ※4	0/137 (0%) ※3	0/137 (0%) ※4	0/133 (0%) ※3	0/133 (0%) ※4	0/283 (0%) ※3	4/283 (1.41%) ※4	0/338 (0%) ※3	0/338 (0%) ※4	0/523 (0%) ※3	0/523 (0%) ※4
牛肉	超過数/検査件数 (超過率)	0/47 (0%)	13/47 (27.7%)	56/1165 (4.8%)	122/1165 (10.5%)	3/2633 (0.11%)	23/2633 (0.87%)	0/12 (0%)	0/12 (0%)	77/8519 (0.9%)	663/8519 (7.8%)	11/44768 (0%)	165/44768 (0.37%)
魚介類	超過数/検査件数 (超過率)	51/327 (15.6%)	167/327 (51.1%)	55/872 (6.3%)	336/872 (38.5%)	53/1157 (4.58%)	404/1157 (34.92%)	4/487 (0.8%)	34/487 (7%)	5/705 (0.7%)	32/705 (4.5%)	6/1949 (0.31%)	42/1949 (2.15%)
上記以外	超過数/検査件数 (超過率)	9/148 (6.1%)	18/148 (12.2%)	7/450 (1.6%)	51/450 (11.3%)	65/1397 (4.65%)	190/1397 (13.60%)	0/136 (0%)	8/136 (5.9%)	8/809 (1.0%)	57/809 (7.0%)	13/1282 (1.01%)	85/1282 (6.63%)
合計	超過数/検査件数 (超過率)	269/2725 (9.9%)	671/2724 (24.6%)	139/5782 (2.4%)	610/5780 (10.6%)	158/8258 (1.91%)	764/8258 (9.25%)	75/3648 (2.1%)	218/3347 (6.5%)	121/14536 (0.8%)	768/14349 (5.4%)	210/54509 (0.39%)	594/52693 (1.13%)

※1 検査件数が0件の場合は、-/-と示した。
 ※2 新基準値(案)において、茶については飲用に供する状態で飲料水の基準値が適用される。
 ※3 暫定規制値において、「牛乳・乳飲料」に区分される食品の規制値は200 Bq/kgであり、牛乳の暫定規制値超過については200 Bq/kgを超過した件数を示した。
 ※4 新基準値(案)において、「牛乳」に区分される食品の基準値は50 Bq/kgであり、牛乳の新基準値超過については50 Bq/kgを超過した件数を示した。



■ 食品中の放射性物質に関する規制値の見直しに係るスケジュール見込



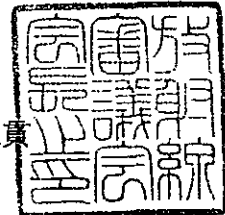


23国放審議第5号
平成24年2月16日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

放射線審議会会長

丹羽 太真



乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件について（答申）

平成23年12月27日付け厚生労働省発食安1227第1号をもって諮問のあった食品中の放射性物質に係る基準値（以下「食品の基準値」という。）については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律に定める基本方針の観点から技術的基準として策定することは差し支えない。

当審議会は、食品の基準値の策定に係る答申にあたり別紙のとおり意見を述べる。なお、食品の基準値の適切な運用に際して、測定機器の整備やそれを扱う人材の確保・育成などの体制を整備することが重要であることを申し添える。

1. 防護の最適化及びステークホルダーの意見の考慮について

最近の調査によると、食品中の放射性セシウムの濃度は十分低いレベルにあり、放射性セシウムの摂取量から推定される線量は、放射性カリウムから受ける自然放射線レベルと比べても十分に小さいものとなっている。このように食品に起因するリスクは既に1mSv/yよりも十分小さくなっており、新たな規制値の設定が放射線防護の効果を大きく高める手段になるとは考えにくい。

このような状況で1mSv/yを管理目標とすることに異論はない。食品の基準濃度については放射線防護の考え方からは安全側に立った設定がなされているが、この点に関しては食品の基準濃度の導出過程において、実態に比して大きい汚染割合を仮定していること、「一般食品」に関する検討に加えて「乳児用食品」及び「牛乳」に対して配慮することにより子どもに対する特別な安全裕度を設定したことが指摘できる。

放射線防護の考え方では、規制値は本来管理上の目標値としての性格をもつものである。放射線防護の観点からは、当初は達成可能な比較的高いレベルを参考レベル（目標値）とし、段階的にその数値を下げていき、最終的に規制値として制定することが適切である。一方で、今回諮問のあった食品規格基準は、食品の安全確保のために当初から規制値を基準値として設定したものとなっている。

この食品規格基準は既に十分小さいリスクしかもたらさないものとなっているため、規制値をわずかに上回った場合においても、そのリスクの上昇は僅かであることが認識されるべきであり、この認識を踏まえたリスクコミュニケーションを適切に行うことが重要である。

また、諮問のあった食品基準は、放射線障害防止の基本方針に照らせば、その目的を十分に達成できる低い数値が選定されているが、事故の影響を受けた地域社会の適正な社会経済活動を維持し復興するため、放射線審議会としては、今般の東日本大震災に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質に対応するための食品基準値の策定及び運用にあたって、ICRPの勧告²⁾を踏まえ、ステークホルダー（様々な観点から関係を有する者）等の意見を最大限に考慮すべきであると考えらる。

2. 「乳児用食品」及び「牛乳」の基準値について

「乳児用食品」及び「牛乳」の基準値について放射線審議会総会第121回会合資料第121-2-2号「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」（平成23年12月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会報告書 3.3

「一般食品」の基準値の計算結果)で示されている計算結果では、「一般食品」に係る限度値が最も小さくなるのは、13歳～18歳(男)の120Bq/kgであり、この値を安全側に切り下げた100Bq/kgを「一般食品」の基準値とすることが適当とされている。他方、1歳未満の限度値は460Bq/kgであるとされている。これは、「一般食品」の基準値として100Bq/kgが採用された場合には、1歳未満を含む子どもの各年齢区分・各性別の年間被ばく線量が、飲料水に割り当てられた線量も加味して1mSv/y以下に抑えることが、既に十分可能なものとなっていることを示唆するものである。

これらの結果からすれば、「乳児用食品」及び「牛乳」に対して50Bq/kgという特別の規格基準値を設けなくても、放射線防護の観点においては子どもへの配慮は既に十分なされたものであると考えられる。

なお、一般的な食品中のカリウム40等の天然に存在する放射性物質の量と同等程度の低放射能濃度を測定対象とすることに伴い、必要な検査精度及び件数の確保が困難となることによって基準値を超えた食品が市場に出回るといったことに繋がらないよう、適切な検査体制を整備することが重要である。

注) 放射線防護における最適化：国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）勧告Pub. 103(203)では防護の最適化の原則について、被ばくする可能性、被ばくする人の数及びその個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く保たれるべきである旨を示しており、また、ICRP勧告Pub. 111(84)では、放射性物質も含めた食品の品質の良い管理のためには、農業生産を維持する必要性、農村地帯の復興、影響を受けた地域社会の適正な生活及び消費者一人一人の選択についての重要性を決める際に、ステークホルダー及び一般住民の代表者をそれぞれ関与させるべきである旨を示している。

食品中の汚染物質に係る規格基準設定の考え方

1. 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会における決定事項（要約）

(平成20年7月8日開催)

【趣旨】

食品中の汚染物質低減対策については、国内に流通する食品（国産品、輸入品の別を問わない）中の汚染物質の汚染実態及び暴露状況等を調査の上、規制が必要なものについて食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）が設定されている。

【基本的な考え方】

我が国の食品中の汚染物質の規格基準の設定にあたっては、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会で規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討することとし、コーデックス規格を採用する。その際、国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえ検討を行うが、それを採用することが困難である場合等は、以下の取り扱いとする。

- 一 我が国の食料生産の実態等からコーデックス規格を採用することが困難な場合は、関係者に対し汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて、関係者と連携し、ALARA（注）の原則に基づく適切な基準値又はガイドライン値等の設定を行うこととする。
- 一 国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえると直ちに規格基準の設定が必要でないと判断される場合は、将来にわたって、適宜見直しの検討を行うこととする。

（注）「合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする（ALARAの原則：As low as reasonably achievable）」との考え方。コーデックス委員会の食品汚染物質部会（CCCF）において、食品中の汚染物質の最大基準値設定の際に用いられている。

実際の食品の基準値設定の考え方

2. 一般食品の占有率を50%とした理由等

- 食品衛生法の基準値の設定にあたっては、すべての国民の暴露量が摂取許容量を下回るように、基準値上限の汚染濃度の食品を摂取し続けた場合の暴露量を評価した上で、基準値を設定することを原則としている。
- また、食品の基準値設定は、通常、流通する食品のすべてが汚染されているという想定のもとに策定しており、コーデックス委員会でも、流通するすべてが汚染されているという想定で国際規格を策定されている。
 - ・例えば、残留農薬については、国内では農薬取締法の登録がなく、その農薬が使われない場合であっても、国産・輸入の別なく対象作物のすべてに農薬の残留があると仮定し、ADI（許容一日摂取量）の範囲内に収まるように基準値を設定している。
- コーデックス委員会でも、放射性物質に関するガイドラインだけは占有率という考え方が取り入れられている。
 - ・コーデックスでは汚染地域からの食品の占有率を10%と置いている。ただし、この10%という値は、牛乳など産地の多様性が限られる食品を多く食べる乳児などについては、適用できない可能性があるとしている。
 - ・また、各国政府は、ガイドライン値の10%という前提が自国の食品の流通実態と当てはまらないと考えられる場合には、自国内でのみ適用する異なった値を採用することを認めている。
- 放射性物質の新基準値案で「一般食品」は、我が国の食糧自給率（2010年度はカロリーベースで39%、2015年度までに45%を目標）等との関係から、輸入割合を約50%と設定し、流通する食品の半分が汚染されている想定で策定されている。
- なお、放射性物質の新基準値案で「乳児用食品」及び「牛乳」は、国産品でほぼ占められていること等から、流通する食品のすべてが汚染されているという考え方を採用している。